

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 3 条 その他の用語の定義 (共通事項) 15 酒類の製成の時期 酒類の製成の時期とは、法第 3 条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたときをいう。 <table><tr><th>品 目</th><th>製成の時期</th></tr><tr><td>ビール</td><td>主発酵（ホップ又は政令で定める物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。</td></tr><tr><td>果実酒</td><td>1 ～ 3 （省略） 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。</td></tr></table> (ビールの定義) 2 ビールの原料となる香料 令第 6 条第 1 項第 2 号に規定するビールの原料となる「香料」とは、共通事項の 5 〈酒類の原料物品等の定義〉20 に定める香料に含まれる物品のうち、規則第 4 条第 2 項に規定する物品をいうのであるから留意する。 3 麦芽の重量計算 (省略) 4 原料中政令で定める物品の重量計算 法第 3 条第 12 号ロ又はハに規定する原料中政令で定める物品の重量の合計の計算に当たっては、当該物品を原料として発酵させる時点における重量により計算を行う。 (注) 例えば、濃縮果汁を加水により希釈した後に原料として発酵させる場合には、希釈後の濃縮果汁の重量により計算を行う。 5 「残しビール」の意義等 (省略) (果実酒及び甘味果実酒の定義)	品 目	製成の時期	ビール	主発酵（ホップ又は政令で定める物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。	果実酒	1 ～ 3 （省略） 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 2 編 酒税法関係 第 3 条 その他の用語の定義 (共通事項) 15 酒類の製成の時期 酒類の製成の時期とは、法第 3 条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたときをいう。 <table><tr><th>品 目</th><th>製成の時期</th></tr><tr><td>ビール</td><td>主発酵が終わったとき。</td></tr><tr><td>果実酒</td><td>1 ～ 3 （同左） (新設)</td></tr></table> (ビールの定義) (新設) 2 ビールの原料の重量計算 (同左) (新設) 3 「残しビール」の意義等 (同左) (果実酒及び甘味果実酒の定義)	品 目	製成の時期	ビール	主発酵が終わったとき。	果実酒	1 ～ 3 （同左） (新設)
品 目	製成の時期												
ビール	主発酵（ホップ又は政令で定める物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。												
果実酒	1 ～ 3 （省略） 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。												
品 目	製成の時期												
ビール	主発酵が終わったとき。												
果実酒	1 ～ 3 （同左） (新設)												

改正後	改正前
11 オークの取扱い <u>令第7条第4項に規定する「オーク」とは、ブナ科コナラ属の植物をいう。</u> (発泡酒の定義) 3 発泡酒の原料の重量計算 発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当たっては、ビールの定義の<u>3〈麦芽の重量計算〉</u>の定めを準用する。 第28条 未納税移出 第1項関係 1 蔵置場の態様 設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。 (1) (省略) (2) <u>製造等委託酒類の引取等のための蔵置場</u> <u>製造者が酒類の製造（当該製造者が製造免許を受けた品目の酒類の製造に限る。）又は容器詰めを他の製造者の製造場若しくは蔵置場に委託し、当該委託に基づき製造された酒類又は販売用容器に充填された酒類（以下「製造等委託酒類」という。）を引き取るため並びに製造者若しくは製造者が主となって組織する法人（以下「共同蔵置法人」という。）が酒類を販売用容器に充填するため又は共同蔵置法人が構成員たる製造者の製造した酒類を未納税移出するために設置する蔵置場をいう。</u> （注） 以下、前段を「<u>製造等委託酒類の引取のための蔵置場</u>」、後段を「<u>びん詰等のための蔵置場</u>」という。 (3)～(7) (省略) 2 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通的許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 (1) (省略) (2) 態様別許可要件 イ (省略) ロ <u>製造等委託酒類の引取等のための蔵置場</u> <u>(イ) 製造等委託酒類の引取のための蔵置場</u> <u>A 申請者は、他の製造者の製造場又は蔵置場に製造又は容器詰めを委託し、当該委託に基づき製造又は販売用容器に充填された酒類を申請場所に引き取ることが確実な製造者である。</u> <u>B 申請場所は、次に該当する場所である。</u> <u>(A) 製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内である。</u>	<u>(新設)</u> (発泡酒の定義) 3 発泡酒の原料の重量計算 発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当たっては、ビールの定義の<u>2〈ビールの原料の重量計算〉</u>の定めを準用する。 第28条 未納税移出 第1項関係 1 蔵置場の態様 設置を許可する蔵置場の態様は、次のとおりとする。 (1) (同左) (2) <u>容器詰等のための蔵置場</u> 製造者若しくは製造者が主となって組織する法人（以下、「共同蔵置法人」という。）が酒類を販売用容器に<u>充填</u>するため又は共同蔵置法人が構成員たる製造者の製造した酒類を未納税移出するため<u>並びに製造者が他の製造者の製造場若しくは蔵置場に容器詰めを委託し、当該委託に基づき販売用容器に充填された酒類を引き取るために設置する蔵置場</u>をいう。 （注） 以下、前段を「<u>びん詰等のための蔵置場</u>」、後段を「<u>委託びん詰め製品の引取のための蔵置場</u>」という。 (3)～(7) (同左) 2 蔵置場の設置許可の要件 蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通的許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。 (1) (同左) (2) 態様別許可要件 イ (同左) ロ <u>容器詰等のための蔵置場</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>(注) 製造又は容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内に設置することが困難である等やむを得ない事情がある場合には、当該税務署に隣接する税務署の管轄区域内に設置しても差し支えない。</u> <u>(B) 申請と同一の態様の蔵置場（製造等委託酒類の引取のための蔵置場）を同一税務署の管轄区域内（(A)の注書きにより隣接する税務署の管轄区域内に設置した場合においては隣接する税務署の管轄区域内を含む。）に二以上設置しようとするものでない。</u> <u>C 蔵置する酒類は、他の製造者の製造場又は蔵置場に製造又は容器詰めを委託し、当該委託に基づき製造又は販売用容器に充填された酒類である。</u> <u>(v) びん詰等のための蔵置場</u> A・B （省略） <u>(削除)</u> ハ～ト （省略） 4 許可する場合の条件 次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条第2項《蔵置場の設置許可の申請等》の規定によ	<u>(i) びん詰等のための蔵置場</u> A・B （同左） <u>(v) 委託びん詰め製品の引取のための蔵置場</u> A 申請者は、他の製造者の製造場又は蔵置場に容器詰めを委託し、当該委託に基づき販売用容器に充填された酒類を申請場所に引き取ることが確実な製造者である。 B 申請場所は、次に該当する場所である。 <u>(A) 容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内である。</u> <u>(注) 容器詰めを委託した製造場又は蔵置場の所在地と同一税務署の管轄区域内に設置することが困難である等やむを得ない事情がある場合には、当該税務署に隣接する税務署の管轄区域内に設置しても差し支えない。</u> <u>(B) 申請と同一の態様の蔵置場（委託びん詰め製品の引取のための蔵置場）を同一税務署の管轄区域内（(A)の注書きにより隣接する税務署の管轄区域内に設置した場合においては隣接する税務署の管轄区域内を含む。）に二以上設置しようとするものでない。</u> C 蔵置する酒類は、他の製造者の製造場又は蔵置場に容器詰めを委託し、当該委託に基づき販売用容器に充填された酒類である。 ハ～ト （同左） 4 許可する場合の条件 次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、令第29条第2項《蔵置場の設置許可の申請等》の規定によ

改正後	改正前
り酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。 なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付することができる。 (1) (省略) (2) <u>製造等委託酒類の引取等のための蔵置場</u> イ <u>製造等委託酒類の引取のための蔵置場</u> 「蔵置する酒類は、他の製造者の製造場又は蔵置場に製造又は容器詰めを委託し、当該委託に基づき製造又は販売用容器に充填された〇〇（酒類）に限る。」旨。 ロ <u>びん詰等のための蔵置場</u> (イ)・(ロ) (省略) <u>(削除)</u> (3)～(6) (省略) (7) 大消費地における酒類の共同蔵置場 イ 製造者が設置する場合 「蔵置する酒類は、販売用容器に充填された自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）に限る。」旨。 ロ 共同蔵置法人が設置する場合 「蔵置する酒類は、構成員たる製造者が製造した〇〇（酒類）で、販売用容器に充填されたものに限る。」旨。 第 50 条 承認を受ける義務 第 1 項関係 10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い 規則第 16 条第 3 号《承認を受ける義務》に規定する税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認は、原則として与えないこととし、やむを得ないと認められる場合は、国税局長の指示により承認を与える。 第 50 条の 2 届出義務 第 2 項関係 2 亡失数量が少量の場合の取扱い 酒類を亡失した場合の届出は、1 回の亡失数量が 100 リットル（ビール、<u>発泡酒又はその他の発泡性酒類（その他の醸造酒、スピリッツ又はリキュールに該当するものに限る。）</u>）については 400 リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1 か月の範囲内において一括して届出しても差し支えない。	り酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。 なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付することができる。 (1) (同左) (2) <u>容器詰等のための蔵置場</u> <u>(新設)</u> イ <u>びん詰等のための蔵置場</u> (イ)・(ロ) (同左) ロ <u>委託びん詰め製品の引取のための蔵置場</u> 「蔵置する酒類は、他の製造者の製造場又は蔵置場に容器詰めを委託し、当該委託に基づき販売用容器に充填された〇〇（酒類）に限る。」旨。 (3)～(6) (同左) (7) 大消費地における酒類の共同蔵置場 イ 製造者が設置する場合 「蔵置する酒類は、販売用容器に充填された自製酒（自己の製造した酒類及びこれと同一の商標を用いて移出する酒類をいう。）に限る。」旨。 ロ 共同蔵置法人が設置する場合 「蔵置する酒類は、構成員たる製造者が製造した〇〇（酒類）で、販売用容器に充填されたものに限る。」旨。 第 50 条 承認を受ける義務 第 1 項関係 10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い 規則第 16 条第 4 号《承認を受ける義務》に規定する税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認は、原則として与えないこととし、やむを得ないと認められる場合は、国税局長の指示により承認を与える。 第 50 条の 2 届出義務 第 2 項関係 2 亡失数量が少量の場合の取扱い 酒類を亡失した場合の届出は、1 回の亡失数量が 100 リットル（ビール<u>又は発泡酒</u>については 400 リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1 か月の範囲内において一括して届出しても差し支えない。